

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

夫と舅が同時に死亡した場合の妻の相続財産

Q：夫と舅が同乗していた車が交通事故に遭い、2人とも死亡しましたが、どちらが先に死亡したのか分かりません。このような場合、妻である私の相続財産はどうなるのでしょうか。

A：死亡した順番は、ちょっとした違いで相続財産に大きな影響を及ぼします。

もし夫が舅より遅く死亡したことが証明されれば、夫はいったん舅の財産を相続してから死亡したことになりますので、妻が相続する夫の財産には、舅の財産も含まれることになります。

しかし、夫が舅より先又は同時に死亡したとすれば、夫は、舅が死亡した時にはもはや存在していなかったのですから、舅の相続人になることはできません。したがって、舅の財産は舅自身の相続人（舅の配偶者、夫以外の子供など）が相続し、妻には回ってきません。

ご質問のように、どちらが先に死亡したか不明の場合には、民法の規定により、同時に死亡したものと推定されますので、あなたは夫の財産しか相続できませんが、代襲相続が生じますので、あなたの子供は、舅の相続人となります。

